

富山市博物館における競争的研究費等の不正使用等に関する調査実施要領

令和7年9月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、富山市科学博物館（以下「博物館」という。）における競争的研究費等の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合（以下「不正使用等」という。）の調査等に関し、「富山市科学博物館競争的研究費等に関する取扱規程」（以下「取扱規程」という。）第10条第1項の調査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「研究者」とは、博物館に所属する研究者及び事務職員等、博物館における競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者をいう。

(不正使用等に関する通報)

第3条 不正使用等があると思料する者は、取扱規程第8条第1項に定める通報窓口に通報するものとする。

- 2 通報窓口は、通報した者の住所、氏名、所属、連絡先、研究者等の不正使用等の態様について聞き取りし、受け付けた日時を含め、記録に残さなければならない。
- 3 通報が匿名だったときには、研究者等の不正使用等の態様が明らかにされ、証拠書類等が添付されるなど、信憑性が高い場合に限り受け付けるものとする。
- 4 不正使用等の通報については、書面、FAX、電子メール又は電話によることができるものとする。

(報告等)

第4条 通報窓口は、不正使用等に関する通報を受けたときは、取扱規程第8条第4項に基づき、速やかに最高管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 通報窓口から報告を受けた最高管理責任者は、通報内容について予備調査が必要と認めたときは、統括管理責任者を通じて、関係する課長に予備調査を指示することができるものとする。
- 3 統括管理責任者から予備調査の指示を受けた者は、当該通報の信憑性について予備調査を実施し、指示を受けた日から14日以内にその結果を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、予備調査の指示を受けた者からの報告を、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、通報の信憑性を判断し、通報を受けた日から30日以内に次条で定める調査の要否を、統括管理責任者、関係する課長及び配分機関に通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の規程に基づき、調査を要すると判断したときは、通報した者に対し、調査を要請した旨を通知するものとする。また、調査を要しないと判断したときは、調査を要請しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

- 7 通報が顕名（代理人によるもの）だったときも、顕名による通報者に対し、前項と同様に通知するものとする。
- 8 不正使用等にかかる報道があったときや会計検査等外部機関から指摘を受けたときも、第5項及び第6項と同様に取り扱うものとする。
- 9 最高管理責任者は、第6項の規程により調査を要すると判断したときは、教育委員会へ速やかに報告しなければならない。

(不正使用等にかかる調査)

第5条 最高管理責任者は、調査が必要と判断したときは、調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施する。

- 2 不正使用等にかかる調査については、関係法令並びに博物館の諸規程に基づき、適正に実施されるとともに、不正にかかる調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、博物館に属さない第三者（弁護士又は公認会計士等）を含んだ委員会を組織しなければならない。なお、第三者の調査委員については、博物館及び告発者、被告発者と直接利害関係を有しない者で構成されなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議するものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正使用等にかかる調査が行なわれている間、通報のあった競争的研究費等について一時的に執行を停止させることができる。

(認定)

第6条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定したときは、報告書を作成し、最高管理責任者へ報告しなければならない。なお、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも認定されたときは、その部分について速やかに最高管理責任者へ報告しなければならない。

- 2 調査委員会が不正使用の有無について認定したときは、最高管理責任者は、不正使用の内容、関与した者及びその関与の度合い、不正使用の相当額、不正使用の基となった原因について、資金配分機関に対し遅滞なく認定結果を報告し、協議しなければならない。
- 3 不正使用の認定に対しての異議申し立ては、関係法令によるものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正使用等にかかる調査について、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも認定されたときは、その部分について速やかに第2項の規定による資金配分機関への報告を行なわなければならない。

(調査結果の報告)

第7条 最高管理責任者は、第6条第1項による不正使用等にかかる調査の認定後、異議申し立てがなく、その内容が確定したとき、又は、異議申し立てに基づく再調査の結果、不正が認定されたときは、通報を受けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監督体制の状況、再発防止計画などを含む最終報告書を資金配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しないときは、調査の中間報告を資金配分機関に提出するものとする。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関が求める場合、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、資金配分機関が求める場合、調査に支障があるなど正当な事由があるときを除き、当該事項にかかる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(守秘義務)

第8条 通報窓口、予備調査に携わるもの及び不正使用等にかかる調査に携わるものは、競争的研究費等の不正使用等に関して知り得た情報について他者に漏らしてはならない。